



平成 27 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社カワニシホールディングス
代表者名 代表取締役社長 高井 平
(コード：2689、東証第2部)
問合せ先 取締役
管理本部長 村田 宣治
(TEL. 086-236-1115)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 9 月 17 日開催予定の第 66 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、会社法第 427 条に定める責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことを受け、所要の変更を行うものです。

なお、現行定款第 22 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ています。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(下線は変更部分を表します。)

現行定款	変更案
(<u>社外</u> 取締役との間の責任限定契約) 第22条 当社は、 <u>社外</u> 取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。	(取締役との間の責任限定契約) 第22条 当社は、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。
第23条～第27条 (条文省略) (<u>社外</u> 監査役との間の責任限定契約) 第28条 当社は、 <u>社外</u> 監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。	第23条～第27条 (現行どおり) (監査役との間の責任限定契約) 第28条 当社は、監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 9 月 17 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 9 月 17 日 (木曜日)

以 上